## 第23回国連人権理事会 健康の権利特別報告者との対話 ステートメント(和文骨子)

平成25年5月27日

- ・昨年11月, 我が国において現地調査を行い, 詳細な報告書を作成された貴特別報告者の努力に敬意を表する。日本政府としては, 同特別報告者の要請及び第2回UPR審査における勧告も踏まえ, 訪日が実り多い有意義なものとなるため, 関係府省庁連携の上, 最大限の協力を行った。
- ・日本政府は、2011年3月の東日本大震災以降、震災からの復興を最優先課題に掲げ、「復興基本法」に基づき、国の総力を挙げて一刻も早い復興に取り組んできた。また、今般の福島第1原発事故に係る住民の健康管理についても、政府としても大変重要であると認識しており、最新の医学の専門家の意見や国際的な基準も尊重しながら、健康管理に取り組んできている。
- ・これらの我が国の取組については特別報告者から一定の評価を得たと理解している。しかしながら、報告書の作成過程において、科学的・法的見地から事実誤認に関するコメントを提出したが、反映されていない部分もあるので、 我が国の取組について改めて説明したい。
- ・被災者の健康調査については、福島県等に設置された地元の医師や専門家による有識者会議における議論等を踏まえ、県が主体となって実施することとしている。政府としては、福島県の健康管理調査が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行っている。具体的には、今回の事故に伴い、約800億円を投じ、避難区域等を中心に個人被ばく線量の評価、子どもの甲状腺検査、大人も含めた血液検査、こころの健康調査、妊産婦の健康調査などの調査を実施しており、今後も継続的に実施していく。
- ・なお、この調査の内容については、「原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation:UNSCEAR)」の 2008 年報告など、医学の専門家のコンセンサスとなっている様々な蓄積に基づき、県の有識者会議が必要と判断したもの全てが実施されている。政府としては、健康影響の可能性を限定的に捉えることなく、今後も最新の医学の専門家の意見を尊重しながら、健康管理に取り組ん

でいく所存である。

- ・また、政府は、原子力災害における全面緊急事態の下での即時避難に対応するため、安全ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制について原子力災害対策指針に記載している。
- ・一般的に、災害時には、高齢者、児童、妊婦が特に弱い立場に置かれる。政府としては、これら要援護者に対しても、仮設住宅に「介護等のサポート拠点」を設置し、高齢者に対する細かな総合相談や、介護サービス、生活支援サービス、地域交流等を行っているほか、心のケアに当たる専門職が自宅や仮設住宅等を訪問し、被災者の相談への対応や医療的支援を行っている。特に被災した児童生徒に対しては、被災地域の学校にスクールカウンセラーを派遣し心のケアなど必要な支援を行っている。政府としては、今後、東日本大震災時の教訓を踏まえ、要援護者の支援の枠組として「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を取りまとめる予定である。
- ・特別報告者からは、さらに、健康の権利との関連で、国際基準の重要性との 観点から、原子力規制に係る国際基準の遵守及びその透明性についても指摘 がなされた。日本政府としては、国際基準を重視しており、原子力規制委員 会は、本年7月の施行を前提に、福島第一原発事故の教訓やIAEAの基準 等をより一層踏まえた新たな規制基準を策定している。さらに、新規制基準 骨子、骨子を踏まえた新しい規則の策定等において、パブリック・コメント を実施するなど、ステークホルダーの意見を聴く機会を設けている。透明性 の観点からも、幅広い国民の意見を聴取することは重要であると認識してい る。
- ・我が国は、これまでも社会権規約で規定されている健康の権利を保護・促進していくための努力を継続してきた。現状に満足することなく、常に改善のための努力を惜しまないつもり。1日も早い復興の実現に向けて全力で取り組むとともに、将来にわたって住民の健康を見守るべく、科学的、医学的知見に基づき、住民の健康管理に真摯に取り組んでいく。